



ひまわり

松浦会計事務所月報

編集発行人
税理士
行政書士

松浦 寛

事務所 〒652-0806
神戸市兵庫区西柳原町2番2号
TEL 078(685)1111
FAX 078(685)1110

7月

(文月) JULY

21日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント iDeCo+ (イデコプラス)

中小企業の事業主が、iDeCoに加入している従業員の掛金に上乗せして、掛金を拠出できる制度。本制度を利用するには、企業型確定拠出年金などの企業年金を実施していない従業員300人以下の中小企業であることが要件。事業主掛金は全額損金算入でき、加入者掛金は全額が所得控除の対象となります。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出、納付（全期・第1期分） 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

～令和7年度税制改正～ 中小企業投資促進税制 の改正

中小企業投資促進税制や中小企業経営強化税制は、対象となる設備を取得や製作などした場合に、特別償却や税額控除を受けられる制度です。これらの制度の適用期限は令和7年3月31日まででしたが、令和7年度税制改正で、一定の見直しをしたうえで適用期限が2年間延長されました。

中小企業投資促進税制

改正前の中小企業投資促進税制は、青色申告書を提出する中小企業者などが平成10年6月1日から令和7年3月31日までの期間内に新品の機械装置などの取得や製作をして、国内にある製造業や建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において特別償却または税額控除を認める制度です。対象となる設備は、機械装置や測定工具・検査工具、ソフトウェアで一定の金額以上のものなどです。

個人事業主と資本金3000万円以下の中小企業については、取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%を税額控除限度額とした税額控除のいずれかを選択することができます。資本金3000万円超の中小企業については、取得価額の30%の特別償却をすることができます。【表1参照】

中小企業経営強化税制

改正前の中小企業経営強化税

制は、青色申告書を提出する中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者などが、平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に、新品の特定経営力向上設備等の取得または製作もしくは建設をして、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において特別償却または税額控除を認める制度です。

特別償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額です。つまり普通償却限度額と特別償却限度額を併せて、取得価額の全額を償却することができます。

税額控除限度額は取得価額の7%相当額ですが、一定の中小企業者については取得価額の10%が税額控除限度額になります。

税額控除限度額の繰越し

税額控除については、中小企業投資促進税制における税額控除と中小企業経営強化税制における税額控除の合計で、その事業年度の調整前法人税額の20%

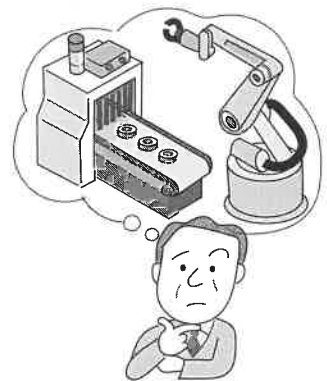
相当額が上限になります。

税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超えるため、その事業年度において税額控除限度額の全部を控除しきれなかった場合、その控除しきれなかった金額について1年間の繰越しが認められます。

改正点

中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制については、適用期限が2年間延長され、令和9年3月31日までに取得等をした設備などについて適用することができます。

中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、「生産性向上設備（A類型）」、「収益力強化設備（B類型）」、「経営資源



集約化設備（D類型）を導入して実施する経営力向上計画の認定を受ける必要があります。「デジタル化設備（C類型）」については、令和7年4月1日をもって廃止となりました。

設備については生産性などの要件が設けられています。例えば改正前のA類型は、経営力の向上及び生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しており、設備区分毎に定められた販売開始時期要件を満たす設備であること、改正前のB類型は、経営力向上設備等のうち、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備であることといった要件がありました。改正により、A類型は設備の生産性向上に係る指標が、B類型は投資利益率の指標及び計算方法が変更されていますので、ご注意ください。

また、売上高100億円超を目指す中小企業（100億企業）に対しては、措置が拡充されました。具体的には、中小企業経

営強化税制の対象設備に「建物及びその附属設備」が追加され、建物及びその附属設備に対して最大で取得価額の25%の特別償却または取得価額の2%の税額控除を選択することができるようになりました。〔表2参照〕

特別償却率や税額控除率については、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度の給与増加割合によって決められています。給与増加割合が2・5%以上の場合には特別償却率は15%、税額控除率は1%で

ですが、給与増加割合が5%以上の場合には特別償却率は25%、税額控除率は2%になります。なお、給与増加割合が2・5%未満の場合には、建物及びその附属設備についての特別償却や税額控除は適用できません。

【表1】中小企業投資促進税制

対象者	・中小企業者等 (資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ・従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業のうち一定のもの、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業のうち一定のもの、不動産業、物品賃貸業	
対象設備	・機械及び装置（1台160万円以上） ・測定工具及び検査工具 (1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ・一定のソフトウェア (一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上) ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価額の75%が対象）	
措置内容	個人事業主	30%特別償却または7%の税額控除
	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却

【表2】中小企業経営強化税制の改正

	対象設備	措置内容
改正前	・機械及び装置（1台160万円以上） ・工具、器具及び備品（1台30万円以上） ・建物附属設備 (一の建物附属設備の取得価額が60万円以上) ・一定のソフトウェア (一のソフトウェアが70万円以上)	即時償却または7%（一定の中小企業者は10%）の税額控除
改正後	・機械及び装置（1台160万円以上） ・工具、器具及び備品（1台30万円以上） ・建物附属設備 (一の建物附属設備の取得価額が60万円以上) ・一定のソフトウェア (一のソフトウェアが70万円以上) ・建物〔一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの〕	即時償却または7%（一定の中小企業者は10%）の税額控除 最大25%の特別償却 最大2%の税額控除

100億企業を目指す中小企業に対する措置が拡充

大阪・関西万博に係る費用の取扱い

4月から10月まで、大阪・関西万博が開催されています。開催に当たっては、多くの個人、企業、団体から出展・出店や協賛がされています。出展・出店をする企業等（出展企業等）については、施設の建設や運営維持管理、会期後の撤去解体費用などが発生します。また協賛企業等については、資金提供や施設・物品等の提供などの費用が発生します。

これらの費用について、税務上はどのような取り扱いになるのでしょうか。

出展企業等について、出展などに係る建設費などは、万博の開催期間を基礎として期間配分することになります。ただし、万博終了後も引き続き事業の用に供することが明らかな資産については、減価償却を行うことになります。

運営費などについては、支出の都度、損

金の額に算入します。撤去費用については撤去の日の属する事業年度の損金の額に算入します。

協賛企業等が資金提供による協賛を行った場合、協賛に係る契約締結日から万博の閉会日である10月13日までを基礎として期間配分して損金の額に算入します。

協賛企業等が施設や物品等を提供するために支出する費用については、協賛期間または、施設・物品を提供した日から万博閉会日までの期間を基礎として期間配分し損金の額に算入します。また、施設や物品等は無償貸与する場合、その施設や物品については通常の減価償却により損金の額に算入します。搬入や据付費などは協賛期間を基礎として期間配分し損金の額に算入します。撤去費用については、撤去の日の属する事業年度の損金の額に算入します。

自社の従業員を運営スタッフなどで派遣する場合は、派遣者に対する給与であることから、通常の給与と同様に支出の都度損金の額に算入します。

7月の税務ピックアップ

所得税の予定納税

その年の5月15日現在で確定している予定納税基準額が15万円以上の人は、特別農業所得者を除き、予定納税基準額の3分の1の金額を、7月（第1期）と11月（第2期）に納税します。これを予定納税といいます。

予定納税基準額は、本年5月15日現在で確定している前年分の申告納税額が、そのまま予定納税基準額になるのが原則です。ただし、譲渡所得や一時所得、退職所得などが含まれている場合などは、調整計算が行われます。また、前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けている場合は、その適用がなかったものとして、予定納税基準額の計算を行います。

なお、廃業などにより本年分の申告納税見積額が予定納税基準額より少なくなると見込まれるなどの場合には、予定納税額の減額を求めることができます。

親名義の建物に 子供が増築したら

親名義の建物に子供が増築した場合、税務上はどのような取り扱いになるのでしょうか。

この場合、増築部分は建物の所有者である親の所有物になりますので、親が子供に対して対価を支払わないと、親は子供から増築資金相当額の利益を受けられます。ただし、子供が支払つ

た増築資金に相当する建物の持分を親から子供へ移転させて共有とすれば、贈与税は課税されません。

この場合における親から子供への建物の持分の移転は、親から子供に対する譲渡になり、譲渡利益が生じる場合は譲渡所得の課税対象となります。

なお、共有とするための譲渡であり親子間の譲渡であることから、居住用財産を譲渡した場合の特例は適用できません。